

障害年金を「ご存じですか」

公的年金制度には、老後の生活を支える「老齢年金」や、不慮のけがや病気などで障害の状態になったときに生活を支える「障害年金」があります。公的年金制度は、人生のもしもを支える重要な社会保障制度の一つです。ここでは、「障害年金」をご紹介します。

一定の要件を満たし、障害の状態が法令で定める基準に該当する方は、申請をすると障害年金が受給できます。障害年金の申請は、初診日(障害の原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日)により、手続先や必要な書類が異なります。申請を希望する場合は、初診日を確認のうえ、年金事務所または住民課へご相談ください。

また、相談の際には、病歴や障害の状態などを確認します。基礎年金番号のわかるものや、障害の状態に関する資料をご用意ください。

●障害基礎年金

①初診日において、国民年金に加入していること。
※初診日が20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で老齢基礎年金を繰り上げ請求していない方は、障害基礎年金を申請することができます。

入していない期間)で老齢基礎年金を繰り上げ請求していない方は、障害基礎年金を申請することができます。

②初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。(保険料納付要件)

- ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付されていること。(免除期間も含む。)
- ・初診日において、65歳未満で、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

●障害厚生年金

①初診日において、厚生年金に加入していること。
②初診日の前日において、

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。

申請

障害基礎年金を申請する方は、年金事務所または住民課で、障害厚生年金を申請する方は、年金事務所です。手続きしてください。

※初診日において、共济組合に加入していた方は、共济組合にお問い合わせください。

留意点

- ・障害者手帳とは認定基準が異なりますので、障害者手帳が交付されていても、障害年金を受給できない場合があります。
- ・老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合は、初診日が65歳未満であっても障害基礎年金の申請ができない場合があります。

◆問い合わせ

千葉年金事務所 ☎043(242)6320
佐原年金事務所 ☎0478(54)1442
住民課国保年金班 ☎(84)1214

犬・猫の不妊去勢手術費用の一部を助成します

飼い主に捨てられ、施設に引き取られるなど不幸な子犬・子猫をなくすため、不妊去勢手術費用の一部を助成します。

助成金額 5,000円(手術費用の一部)と1,000円(マイクロチップ装着費用の一部)

※マイクロチップを同時装着する場合は抽選時優遇がありますが、当選後に装着を取り止める場合は、手術費用の助成も無効になります。

対象動物 手術可能な飼い犬・飼い猫(飼い犬は、平成26年度に狂犬病予防注射が済んでいて、町に登録されていること。)

※高齢や生後半年に満たないときや、病気等で手術ができない場合もありますので、応募前に動物病院でご相談ください。

応募期間 9月20日(土)～26日(金) ※期間内の消印のみ有効

応募方法 ①申込書(往復はがき)に必要事項を記入する。(申込書は、環境防災課にあります。)

②千葉県獣医師会の会員動物病院の中から、手術を希望する病院を選ぶ。(会員動物病院は、千葉県獣医師会にお問い合わせください。)

③手術を希望する病院に申込書を持参し、2箇所必ず押印してもらう。(押印がない場合は無効になります。)

④52円切手を往信・返信両方に貼付し、応募期間内の消印になるようポストに投函する。

※応募多数のため、毎年抽選になっていますので、1世帯あたり1頭(1通)のみの応募とします。

※当選者には、10月中旬ごろに助成利用券を貼付した返信用はがきを送付されますので、押印してもらった病院にはがきを持参し、12月26日(金)までに手術を受けてください。

◆応募・問い合わせ

公益社団法人千葉県獣医師会 ☎043-232-6980
公益財団法人千葉県動物保護管理協会 ☎043-214-7814